

会議の公開の基準について

資料 2

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都社会福祉審議会検討分科会（以下「分科会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開原則)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する時は会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に該当するとき
- (2) 会議を公開とすることにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害される恐れがあると認められるとき
- (3) その他特に必要と認めるとき

(非公開の決定方法)

第3条 分科会長は前条ただし書きに該当すると認められるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、会議の全部又は一部非公開を決定するものとする。

(会議開催の事前公表)

第4条 会議の開催にあたっては、その日時、場所、傍聴申し込み方法及び期限等について、事前に都民に周知する。

(傍聴者の決定)

第5条 傍聴希望者が傍聴可能人数を上回る時は、希望者全員による抽選方式で傍聴人を決する。

2 前項の規定にかかわらず、報道関係者は、公開の会議を傍聴することができる。

(雑則)

第6条 この基準に定めのない事項は、分科会長が定める。

附 則

この基準は、決定の日から適用する。